

令和3年(2021年)1月18日

各 幼稚園長 様

指 導 課 長

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言(本県独自)を踏まえた幼稚園における対応に関する留意事項について(通知)

このことについて、令和3年(2021年)1月8日付、2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」がありました。また、1月14日(木)に熊本県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。

については、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』の第5章「幼稚園において特に留意すべき事項について」に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策について改めて確認・徹底願います。

(参照)

- ・令和3年1月8日付、2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kokusai-000011104-01.pdf

- ・令和2年12月3日付、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

問い合わせ先

指 導 課

TEL 096-328-2721

FAX 096-353-3921